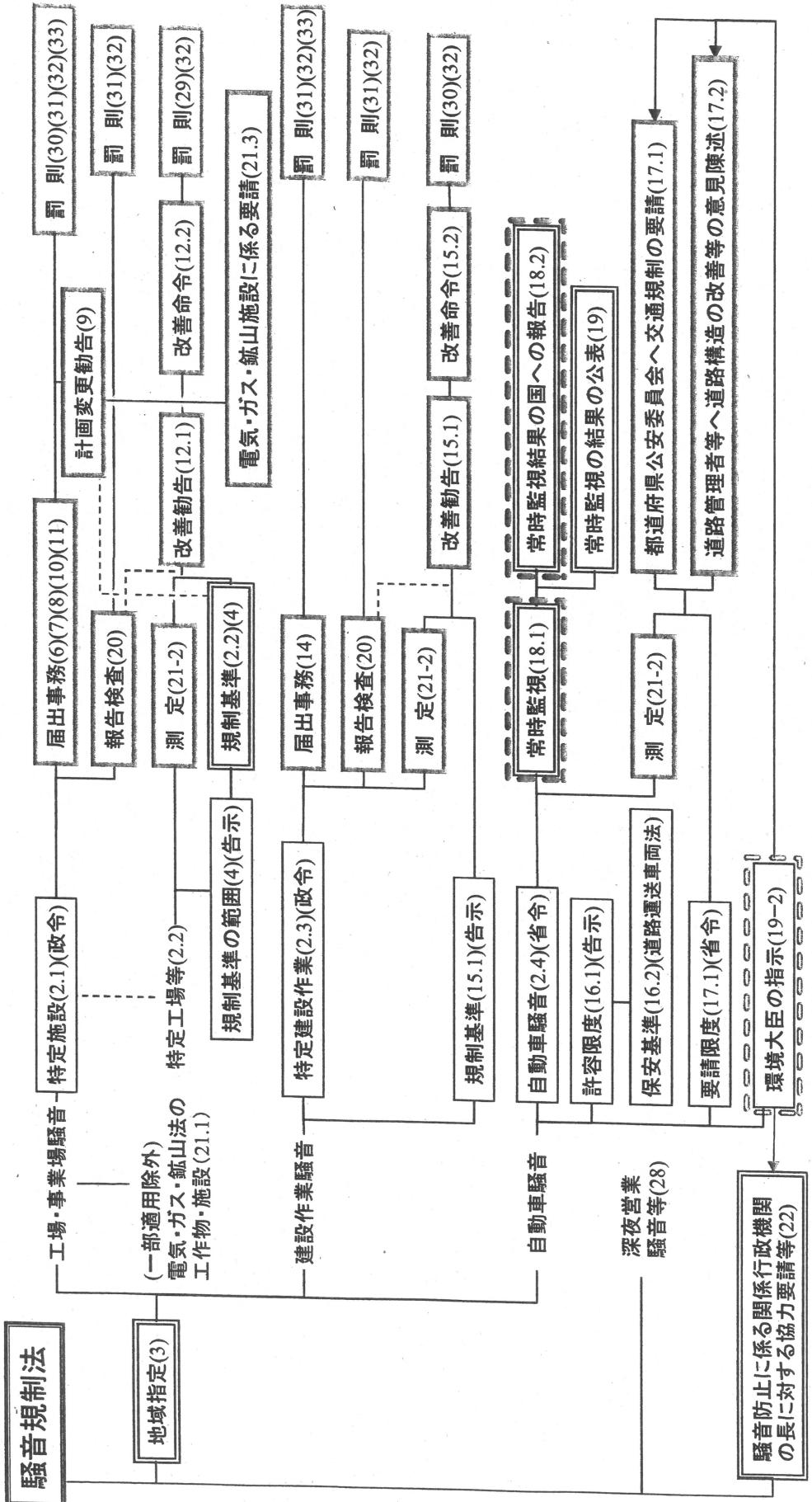


諮詢事項 【資料】

- 騒音規制法の体系 p 1
- 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号） p 2
- 騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等（昭和 61 年岡山県告示第 349 号） p 6
- 振動規制法の体系 p 8
- 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号） p 9
- 振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等（昭和 61 年岡山県告示第 350 号） p 12
- 騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示 64 号） p 14
- 騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域の指定（平成 11 年岡山県告示第 148 号） p 16

騒音規制法の体系



- (注) 1. 図にあげた項目以外に、国の援助(23)、研究の推進等(24)、町村による事務の処理(25)、条例との関係(27)等について定めてある。
2. 図中の()内は条文。例えば(2.1)は法第二条第一項を示す。
3. 図中の「」は法定受託事務。「」は法定受託事務。

（規制基準の遵守義務）

第五条 指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴つて発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めることにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。

第三条 この法律において「特定建設作業」とは、建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であつて政令で定めるものをいう。

第四条 この法律において「自動車騒音」とは、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第一項に規定する自動車であつて環境省令で定めるもの及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）の運行に伴い発生する騒音をいう。

第五条 都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。第三項（次条第三項において準用する場合を含む。）及び同条第一項において同じ。）は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。

第六条 都道府県知事は、前項の規定により地域を指定しようとするときは、関係町村長の意見を聽かなければならぬ。

第七条 都道府県知事は、第一項の規定により地域を指定するときは、環境省令で定めるところにより、公示

第八条 都道府県知事は、第一項の規定により地域を指定するときは、条例で、環境大臣

第九条 第二章 特定工場等に関する規制

（規制基準の設定）

第十一条 都道府県知事は、前条第一項の規定により地域を指定するときは、環境大臣が特定工場等において発生する騒音について規制する必要の程度に応じて昼間、夜間その他の時間の区分ごとに定める基準の範囲内において、当該地域について、これらの区分に対応する時間及び区域の区分ごとの規制基準を定めなければならない。

第十二条 町村は、前条第一項の規定により指定された地域（以下「指定地域」という。）の全部又は一部について、当該地域の自然的、社会的条件に特別の事情があるため、前項の規定により定められた規制基準によつては当該地域の住民の生活環境を保全することが十分ないと認めるときは、条例で、環境大臣

第十三条 前条第三項の規定は、第一項の規定による規制基準の設定並びにその変更及び廃止について準用する。

（特定施設の設置の届出）

第六条 指定地域内において工場又は事業場（特定施設が設置されなければならないものに限る。）に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所に法人にあつては、その代表者の氏名。

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 特定施設の種類ごとの数

四 騒音の防止の方法

五 その他環境省令で定める事項

六 前項の規定による届出には、特定施設の配置図その他の環境省令で定める書類を添附しなければならない。

（経過措置）

第七条 一の地域が指定地域となつた際にその地域内において工場若しくは事業場に特定施設を設置している者、設置の工事をしている者を含む。以下この項において同じ。）又は一の施設が特定施設となつた際に指定地域内において工場若しくは事業場（その施設以外の特定施設が設置されていないものに限る。）にその施設を設置している者は、当該地城が指定地域となつた日又は当該施設が特定施設となつた日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

八 前条第二項の規定による届出について準用する。

（特定施設の数等の変更の届出）

第九条 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。ただし、同項第三号に掲げる事項の変更が環境省令で定める範囲内である場合又は同項第四号に掲げる事項の変更が当該特定工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。

九 第六条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（計画変更勧告）

第十条 第六条第一項又は第六条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定工場等における騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるとときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

（氏名の変更等の届出）

第十一条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止したときは、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の附近の見取図その他の環境省令で定める書類を添附しなければならない。
(改善勧告及び改善命令)

第十五条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴つて発生する騒音が昼間、夜間に他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに環境大臣の定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるとときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができること。

2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行つているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

3 市町村長は、公衆性のある施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について前二項の規定による勧告又は命令を行うに当たつては、当該建設工事の円滑な実施について特に配慮しなければならない。

第四章 自動車騒音に係る許容限度等

(許容限度)

第十六条 環境大臣は、自動車が一定の条件で運行する場合に発生する自動車騒音の大さきさの許容限度を定めなければならない。

2 自動車騒音の防止を図るために、国土交通大臣は、道路運送車両法に基づく命令で、自動車騒音に係る規制に關し必要な事項を定める場合には、前項の許容限度が確保されるよう考慮しなければならない。

い。(測定に基づく要請及び意見)

第十七条 市町村長は、第二十一条の二の測定を行つた場合において、指定地域内における自動車騒音が環境省令で定める限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるとときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。

2 環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、国家公安委員会に協議しなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定により要請する場合を除くほか、第二十一条の二の測定を行つた場合において必要があると認めるとときは、当該道路の部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に關し、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができること。

(常時監視)

第十八条 都道府県知事(市の区域に係る自動車騒音の状況については、市長、次項において同じ。)は、自動車騒音の状況を常時監視しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の常時監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。

(公表)

(承継)
第十一條 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者の旨を市町村長に届け出なければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第十二条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれるると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、第九条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないので特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで、特定施設の使用の方法若しくは事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

3 前二項の規定は、第七条第一項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する指定地域となつた日又は同項に規定する特定施設となつた日から三年間は、適用しない。ただし、当該地域が指定地域となつた際又は当該施設が特定施設となつた際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第一項の規定に相当するものがあるとき、及びその者が第八条第一項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から三十日を経過したときは、この限りでない。

(小規模の事業者に対する配慮)

第十三条 市町村長は、小規模の事業者に対する第九条又は前条第一項若しくは第二項の規定の適用に当たっては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。

第三章 特定建設作業に関する規制

(特定建設作業の実施の届出)

第十四条 指定地域において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の七日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類

特定建設作業の場所及び実施の期間

騒音の防止の方法

その他環境省令で定める事項

第十九条 都道府県知事は、当該都道府県の区域（町村の区域に限る。）に係る自動車騒音の状況を公表するものとする。

2 市長は、当該市の区域に係る自動車騒音の状況を公表するものとする。

（環境大臣の指示）

第十九条の二 環境大臣は、自動車騒音により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事務に關し必要な指示をすることができる。

一 市町村長 第十七条第一項の規定による要請に関する事務及び同条第三項の規定による意見を述べることに關する事務

二 都道府県知事、市長又は第二十五条の政令で定める市町村の長 第二十二条の規定による協力を求め、又は意見を述べることに關する事務

第五章 雑則

（報告及び検査）

第二十条 市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置する者若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、特定施設の状況、特定建設作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定施設を設置する者の特定工場等若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（電気工作物等に係る取扱い）

第二十一条 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十六号 に規定する電気工作物、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項 に規定するガス工作物又は鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第三十三条第一項 の経済産業省令で定める施設（同法第二条第二項 ただしそ書に規定する附属施設を設置する者については、第六条から第十二条第二項及び第十三条の規定（第九条に係る部分に限る。）を適用せず、電気事業法、ガス事業法 又は鉱山保安法 の相当地域の定めるところによる。

2 前項に規定する法律に基づく権限を有する国行政機関の長（以下この条において単に「行政機関の長」という。）は、第六条、第八条、第十条又は第十一条第三項の規定に相当する電気事業法、ガス事業法 又は鉱山保安法 の規定による前項に規定する特定施設に係る許可若しくは認可の申請又は届出があつたときは、その許可若しくは認可の申請又は届出に係る事項のうちこれらの規定による届出項目に該当する事項を当該特定施設の所在地を管轄する市町村長に通知するものとする。

3 市町村長は、第一項に規定する特定施設を設置する特定工場等において発生する騒音によりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれるると認めるとときは、行政機関の長に対し、当該特定施設について、第九条又は第十二条第二項（第九条に係る部分に限る。）の規定に相当する電気事業法、ガス事業法 又は鉱山保安法 の規定による措置を執るべきことを要請することができる。

4 行政機関の長は、前項の規定による要請があつた場合において講じた措置を当該市町村長に通知するものとする。

5 市町村長は、第一項に規定する特定施設について、第十二条第一項の規定による輸送又は同条第二項の規定による命令（同条第一項の規定による輸送に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。

（騒音の測定）

第二十二条の二 市町村長は、指定地域について、騒音の大きさを測定するものとする。

（関係行政機関の協力）

第二十二条 都道府県知事又は市長は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるとときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、特定施設の状況、特定建設作業の状況等に関する資料の送付その他の協力を求め、又は騒音の防止に關し意見を述べることができる。

（国の援助）

第二十三条 国は、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音の防止ための施設の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

（研究の推進等）

第二十四条 国は、騒音を発生する施設の改良のための研究、騒音の生活環境に及ぼす影響の研究その他騒音の防止に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

（権限の委任）

第二十四条の二 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

（政令で定める町村の長による事務の処理）

第二十五条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める町村の長が行うことことができる。

（事務の区分）

第二十六条 第十八条の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号 に規定する第一号 法定受託事務とする。

（条例との関係）

第二十七条 この法律の規定は、地方公共団体が、指定地域内に設置される特定工場等において発生する騒音に關し、当該地域の自然的、社会的条件に応じて、この法律とは別の見地から、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

2 この法律の規定は、地方公共団体が、指定地域内に設置される特定工場等において発生する騒音等に係る権限を有する國の行政機関の長（以下この条において単に「行政機関の長」といふ。）は、第六条から第十二条第二項及び第十三条の規定（第九条に係る部分に限る。）を適用せず、電気事業法、ガス事業法 又は鉱山保安法 の相当地域の定めるところによる。

3 市町村長は、第一項に規定する特定施設の所在地を管轄する市町村長に通知するものとする。

第六章 執則

第二十九条 第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第三十条 第六条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第十五条第二項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第七条第一項、第八条第一項若しくは第十四条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三十三条 第十条、第十一条第三項又は第十四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一円以下以下の過料に処する。

○騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等

昭和六十一年四月一日
岡山県告示第三百四十九号

騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等

(規制地域)

第一条 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)次条において「法」という。)第三条第一項に規定する特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域は、別表第一の指定地域欄に掲げる地域とする。

(平一二告示一九七・一部改正)

(特定工場等における規制基準)

第二条 法第四条第一項に規定する特定工場等において発生する騒音の規制基準は、次のとおりとする。

区域の区分	時間の区分	
	星間 (午前七時から午後八時まで)	朝・夕 (午前五時から午前八時まで及び午後八時から午後十時まで)
第一種区域	五十デシベル	四十五デシベル
第二種区域	六十デシベル	五十デシベル
第三種区域	六十五デシベル	六十デシベル
第四種区域	七十デシベル	六十五デシベル

備考

1 第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する次に掲げる値から五デシベルを減じた値とする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する保育所

三 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

四 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館

五 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する特別養護老人ホーム

六 就学前の子どもにもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

一ム

別表第二(第一条第一第三条関係)

別表第三(第四条関係)

町村	指定地域		
	第一種区域	第二種区域	第三種区域
和気町	平成十八年二月二十一日現在における和気町の区域のうち第一種低層住居専用地域	津瀬、米沢、佐伯、父井原、矢田部、宇生、田賀、小坂、加三方、矢田及び塩田並びに平成十八年二月二十八日現在における和気町の区域のうち商業地域及び工業地域以外の地域	平成十八年二月二十一日現在における和気町の区域のうち第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第一種住居専用地域
早島町	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域、第一種低層住居専用地域	近隣商業地域、準工業地域
矢掛町	第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	近隣商業地域、準工業地域
勝央町	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	近隣商業地域、準工業地域
久米南町			下弓削、下二ヶ、上二ヶ、百々、行信、書副、周佐、
美咲町			現在における柵原町の区域のうちc区域以外の地域
吉備中央町	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域

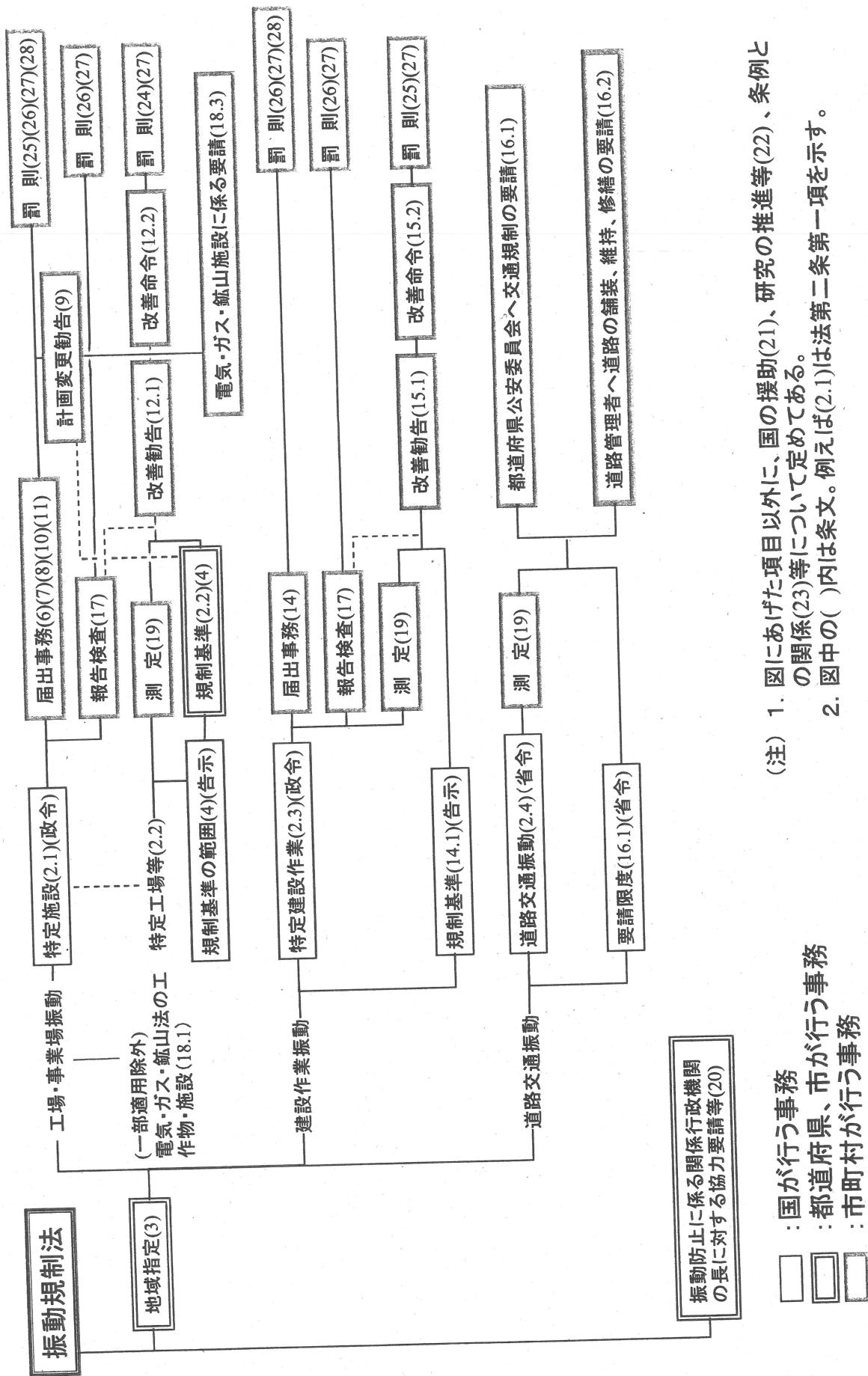
町村	指定地域		
	a区域	b区域	c区域
和気町	平成十八年二月二十一日現在における和気町の区域のうち第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域	津瀬、米沢、佐伯、父井原、矢田部、宇生、田賀、小坂、加三方、矢田及び塩田並びに平成十八年二月二十八日現在における和気町の区域のうち第一種低層住居専用地域	平成十八年二月二十八日現在における和気町の区域のうち商業地域及び工業地域
早島町	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	近隣商業地域、準工業地域
矢掛町	第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	近隣商業地域、準工業地域
勝央町	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	近隣商業地域、準工業地域
久米南町			下弓削、下二ヶ、上二ヶ、百々、行信、書副、周佐、
美咲町			現在における柵原町の区域のうちc区域以外の地域
吉備中央町	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域

備考

1 都市計画区域とは都市計画法第五条の規定により定められた区域をいい、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地帯、工業地帯、準工業地帯、工場地帯とは同法第八条第一号の規定により定められた地域をいう。

2 別図は省略し、関係図面とともに岡山県環境文化部環境管理課及び関係町村役場に備え縦覧に供する。

振動規制法の体系



第五条 指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴つて発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。

二 この法律において「規制基準」とは、特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）において発生する振動の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

三 この法律において「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であつて政令で定めるものをいう。

四 この法律において「道路交通振動」とは、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。）が道路を行することに伴い、発生する振動をいう。

（地域の指定）

第三条 都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。第三項（次条第三項において準用する場合を含む。）及び同条第一項において同じ。）は、住民が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認めるものを指定しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、関係町村長の意見を聽かなければならぬ。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするときは、環境省令で定めることにより、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

第二章 特定工場等に関する規制

（規制基準の設定）

第四条 都道府県知事は、前条第一項の規定による指定をするときは、環境大臣が特定工場等において発生する振動について規制する必要的程度に応じて昼間、夜間その他の時間の区分ごとに区域の区分ごとに規制基準を定めなければならない。

2 町村は、前条第一項の規定により指定された地域（以下「指定地域」という。）の全部又は一部について、当該地域の自然的、社会的条件に特別の事情があるため、前項の規定により定められた規制基準によつては当該地域の住民の生活環境を保全することが十分ないと認めるときは、条例で、環境大臣の定める範囲において、同項の規制基準に代えて適用すべき規制基準を定めることができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定による規制基準の設定並びにその変更及び廃止について準用する。

（規制基準の遵守義務）

（特定施設の設置の届出）

第六条 指定地域内において工場又は事業場（特定施設が設置されていないものに限る。）に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 特定施設の種類及び能力ごとの数

四 振動の防止の方法

五、特定施設の使用の方法

六 その他環境省令で定める事項

2 前項の規定による届出には、特定施設の配置図その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。

（超過措置）

第七条 一の地域が指定地域となつた際現にその地域内において工場若しくは事業場に特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。以下この項において同じ。）又は一の施設が特定施設となつた際現内において工場若しくは事業場（その施設以外の特定施設が設置されていないものに限る。）にその施設を設置している者は、当該地域が指定地域となつた日又は当該施設となつた日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（特定施設の変更等の届出）

第八条 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第三号から第五号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日から三十日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。ただし、その変更が環境省令で定める限微なものであるときは、この限りでない。

2 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、当該特定工場等に設置している特定施設以外の施設が特定施設となつたときは、当該特定施設が特定施設となつた日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、第六条第一項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

3 第六条第二項の規定は、前二項の規定による届出について準用する。

（計画変更勧告）

第九条 市町村長は、第六条第一項又は前条第一項の規定による届出において、その届出に係る特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわると認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に、その事態を改善するための措置を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法に対し、その事態を除去するための措置を実施するための計画を変更すべきことを勧告することができる。

（氏名の変更等の届出）

第十一条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する特定施設すべての使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(承継)

第十二条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る特定工場等に係る特定工場等に設置する特定施設すべてを承継する者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

第十三条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る特定工場等に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを承継するものに限る。) があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

第十四条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定工場等に設置する特定施設すべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

第十五条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る特定工場等に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを承継するものに限る。) があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

第十六条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受けた者がその届出に係る特定工場等に設置する特定施設を譲り受けたときは、その地位を承継する。

第十七条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受けた者がその地位を承継するものに限る。) があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

第十八条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受けた者がその地位を承継するものに限る。) があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

第十九条 市町村長は、小規模の事業者に対する第九条又は前条第一項若しくは第二項の規定の適用に当たつては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。

第三章 特定建設作業に関する規制

(特定建設作業の実施の届出)

第十四条 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日(七日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。)

— 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
特定建設作業の種類、場所、実施期間及び作業時間
振動の防止の方法

五 その他環境省令で定める事項
2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。
3 前二項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の付近の見取図その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。
(改善勧告及び改善命令)

第十五条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴つて発生する振動が環境省令で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるとときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

第十六条 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行つて、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。
第十七条 市町村長は、当該施設又は工作物に係る建設工事の工期が遅延することによって公共の福祉に著しい障害を及ぼすおそれのあるときは、当該施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について前二項の規定による勧告又は命令を行うに当たつては、生活環境の保全に十分留意しつつ、当該建設工事の実施に著しい支障を生じないよう配慮しなければならない。

第四章 道路交通振動に係る要請

(測定に基づく要請)

第十八条 市町村長は、第十九条の測定を行つた場合において、指定地域内における道路交通振動が環境省令で定める限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるとときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法(昭和三十五年法律第二百五号)の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。

第十九条 市町村長は、前項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、国家公安委員会に協議しなければならない。
第二十条 道路管理者は、第一項の要請があつた場合において、道路交通振動の防止のため必要があると認めるときは、当該道路の部分の舗装、維持又は修繕の措置を執るものとする。

第五章 総則

(報告及び検査)
第十七条 市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置する者若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、特定建設作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定施設を設置する者の特定工場等若しくはの状況を報告するものとする。

特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪検査のために認められたものと解釈してはならない。

(電気工作物等に係る取扱い)

第十八条 電気事業法（昭和三十九年法律第五十一号）第二条第一項第十六号に規定する電気工作物、ガス事業法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の規定による施設（同法第二条第二項ただし書に規定する附属施設に設置されるものを除く。）である特定施設を設置する者については、第六条から第十二条までの規定並びに第十二条第二項及び第十三条の規定（第九条に係る部分に限る。）を適用せず、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところによる。

2 前項に規定する法律に基づく権限を有する国の行政機関の長（以下この条において単に「行政機関の長」という。）は、第六条、第八条第一項、第十条又は第十一条第三項の規定に相当する電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の規定による前項に規定する特定施設に係る許可若しくは認可の申請又は届出があつたときは、その許可若しくは認可の申請又は届出に係る事項のうちこれららの規定による届出事項を当該特定施設の所在地を管轄する市町村長に通知するものとする。

3 市町村長は、第一項に規定する特定施設を設置する特定工場等において発生する振動によりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、行政機関の長に対し、当該特定施設について、第九条又は第十二条第二項（第九条に係る部分に限る。）の規定に相当する電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の規定による措置を執るべきことを要請することができる。

4 行政機関の長は、前項の規定による要請があつた場合において講じた措置を当該市町村長に通知するものとする。

5 市町村長は、第一項に規定する特定施設について、第十二条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令（同条第一項の規定による勧告に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。

（振動の測定）

第十九条 市町村長は、指定地域について、振動の大きさを測定するものとする。

（関係行政機関の協力）

第二十条 都道府県知事又は市長は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、特定施設、特定建設作業若しくは道路交通振動の状況に關する資料の送付その他の協力を求め、又は振動の防止に関する意見を述べることができる。

（国の援助）

第二十一条 国は、特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴つて発生する振動の防止のための施設の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

（研究の推進等）

第二十二条 国は、振動を発生する施設の改良のための研究、振動の生活環境に及ぼす影響の研究その他振動の防止に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

（条例との関係）

第二十三条 この法律の規定は、地方公共団体が、指定地域内に設置される特定工場等において発生する振動に關し、当該地域の自然的、社会的条件に応じて、この法律とは別に見地から、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

2 この法律の規定は、地方公共団体が、指定地域内に設置される工場若しくは事業場であつて特定工場等以外のもの又は指定地域内において建設工事として行われる作業であつて特定建設作業以外のものについて、その工場若しくは事業場において発生する振動又はその作業に伴つて発生する振動に關し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

第六章 罰則

第二十四条 第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十五条 第六条第一項の規定による届出をせず若しくは虚偽の届出をした者又は第十五条第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第七条第一項、第八条第一項、第十八条第一項若しくは第十四条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をせず、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本条の罰金刑を科する。

第二十八条 第十条、第十二条第三項又は第十四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

○振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等

昭和六十一年四月一日
岡山県告示第三百五十号

振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等を次のとおり定める。

(規制地域)

第一条 振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号。次条において「法」という。)第三条第一項に規定する振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域は、別表の指定地域欄に掲げる地域とする。

(特定工場等における規制基準)

第二条 法第四条第一項に規定する特定工場等において発生する振動の規制基準は、次のとおりとする。

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前七時から午後八時まで)	夜間 (午後八時から翌日の午前七時まで)
第一種区域	六十デシベル	五十五デシベル
第二種区域	六十五デシベル	六十デシベル

備考

1 次に掲げる施設の敷地の周囲五十メートルの区域における当該基準は、当該各欄に掲げる値から五デシベルを減じた値とする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一項に規定する学校

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する保育所

三 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

四 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館

五 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する特別養老人ホーム

一ム

六 就学前の子どもにに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園
2 第一種区域及び第二種区域とは、それぞれ別表の第一種区域欄及び第二種区域欄に掲げる区域をいう。

(昭六十一年四月一日・平五告示二八八・平一〇告示二五二の四・平一三告示一八八・平一八告示五八〇・平二七告示二六一・一部改正)

(特定建設作業に係る振動の規制に関する区域)

第三条 振動規制法施行規則(昭和五十一年総理府令第五十八号。次条において「規則」という。)別表第一の付表第一号に規定する知事が指定する区域は、別表の指定地域欄

に掲げる地域のうち、前条の表の備考1の各号に掲げる施設の敷地の周囲八十メートルの区域以外の工業地域とする。
(平七告示二三七・全改、平八告示三三八・平一〇告示二五二の四・平一三告示一八八・一部改正)
(道路交通振動の限度に関する区域及び時間)

第四条 規則別表第一の備考1に規定する知事が定める区域は、次のとおりとする。

- | | |
|-------|-----------------|
| 第一種区域 | 別表の第一種区域欄に掲げる区域 |
| 第二種区域 | 別表の第二種区域欄に掲げる区域 |
- 規則別表第二の備考2に規定する知事が定める時間は、次のとおりとする。
- 一 昼間 午前七時から午後八時まで
二 夜間 午後八時から翌日の午前七時まで

別表(第一条第一第四条関係)

町村	指定期域	
	第一種区域	第二種区域
和気町	津轔、米沢、佐伯、父井原、矢田部、平成十八年二月二十八日現在における和気町の区域のうち商業地域、塩田並びに平成十八年二月二十八日現在における和気町の区域のうち第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種住居地域	近隣商業地域、準工業地域、工業地域
早島町	第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、第一種住居専用地域、用途地域以外の地域	近隣商業地域、準工業地域、工業地域
矢掛町	第一種中高層住居専用地域、第二種住居地域	近隣商業地域、準工業地域、工業地域
勝央町	第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、第一種住居専用地域、準住居地域	近隣商業地域、準工業地域
久米南町		下弓削、下ニヶ、上ニヶ、仏教寺及び上神目の金城並びに別所及び山手の各一部(別図のとおり)
美咲町	平成十七年三月二十一日現在における幡原町の区域のうち第二種区域以外の百々、行信、書副、周佐、藤田上、柵原、高下、飯岡、塚角、大戸下、藤原及び吉ヶ原の各一部(別図のとおり)	商業地域、準工業地域
吉備中央町	第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、第一種住居専用地域、第一種中高層住居地域	商業地域、準工業地域

備考

1 都市計画区域とは都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条の規定により定められた区域をいい、第一種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び用途地域とは同法第八条第一項第一号の規定により定められた地域をいう。

2 別図は省略し、関係図面とともに岡山県環境文化部環境管理課及び関係町村役場に備え縦観に供する。

騒音に係る環境基準について

- ・ 公布日：平成 10 年 9 月 30 日
- ・ 環境庁告示 64 号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定に基づく騒音に係る環境基準について

次のとおり告示する。

騒音に係る環境基準について

環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、別に定めることごろによるほか、次のとおりとする。

第 1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型 基準値

昼間 夜間

A 50 デシベル以下 40 デシベル以下

A 及び B 55 デシベル以下 45 デシベル以下

C 60 デシベル以下 50 デシベル以下

C 65 デシベル以下 55 デシベル以下

(注) 1 時間の区分は、屋間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
2 A を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分 基準値

昼間 夜間

A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 60 デシベル以下 55 デシベル以下

B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域 65 デシベル以下 60 デシベル以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帶状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値

昼間 夜間

70 デシベル以下 65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の態を主として閉めた生活が當まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては 45 デシベル以下、夜間にあつては 40 デシベル以下）によることができる。

2 1 の環境基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。

(1) 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによるることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。
この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。
(2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

(3) 評価の時期は、騒音が 1 年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。
(4) 騒音の測定は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を用いることとする。

(5) 騒音の測定に関する方法は、原則として日本工業規格 Z 873-1 による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、

騒音レベルの変動等の条件下に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けたる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。

なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。

3 環境基準の達成状況の地域としての評価は、次のように行うものとする。

- (1) 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地點を選定して評価するものとする。
- (2) 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち1の環境基準の基準値を超える戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。

第2 達成期間等

1 環境基準は、次に定める達成期間でその達成又は維持を図るものとする。

- (1) 道路に面する地域以外の地域については、環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。
- (2) 既設の道路に面する地域については、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力の下に自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策、沿道対策等を総合的に実施することにより、環境基準の施行後10年以内を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。
ただし、幹線交通を担う道路に面する地域であつて、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、対策技術の大幅な進歩、都市構造の変革等とあいまつて、10年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努めるものとする。
- (3) 道路に面する地域以外の地域が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなつた場合にあっては(1)及び(2)にかかわらず当該道路の供用後直ちに達成され又は維持されるよう努めるものとし、環境基準が施行された日より前に計画された道路の設置によって新たに道路上に面することとなつた場合にあっては(2)を準用するものとする。

- 2 道路上に面する地域のうち幹線交通を担当道路に接する空間の背後地に存する建物の中高層部に位置する住居等において、当該道路の著しい騒音がその騒音の影響を受けやすい面に直接到達する場合は、その面の窓を主として開めた生活が営まれていると認められ、かつ、屋内へ透過する騒音に係る基準が満たされたときは、環境基準が達成されたものとみなすものとする。

- 3 夜間の騒音レベルが73デシベルを超える住居等が存する地域における騒音対策を優先的に実施するものとする。

第3 環境基準の適用除外について

この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

○騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

平成十一年三月十六日
岡山県告示第百四十八号

騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定
環境基本法(平成五年法律第九十九号)第十六条第三項及び環境基準に係る水域及び
地域の指定権限の委任に関する政令(平成五年政令第三百七十一号)第二項の規定によ
り、騒音に係る環境基準(平成十一年九月三十日環境庁告示第六十四号)の地域の類型を当
てはめる地域を次のとおり定める。
地域の類型欄に掲げる地域とは、次の表の町村の区分欄に掲げる町村ごとに同表の地
域の類型欄に掲げる地域とする。

町村の区分	地域の類型		
	A	B	C
和気町	平成十一年二月二十八日現在における和気町のうち第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域	平成十八年二月二十八日現在における和気町のうち第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域	平成十八年二月二十八日現在における和気町の区域のうち第二種低層住居専用地域
早島町	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域	近隣商業地域 準工業地域
矢掛町	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	第一種低層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	近隣商業地域 準工業地域
勝央町	第一種低層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	第一種低層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	近隣商業地域 準工業地域
吉備中央町	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域	第一種低層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	商業地域 準工業地域

備考 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、
第二種中高層住居専用地域、第一種低層住居地域、第二種低層住居地域、準居住地域と
は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の規定により定められた地域をいう。